

釧路市中小企業融資制度

創業支援資金

釧路市内で創業する中小企業者に、融資を斡旋します！

用 途

創業に係る運転資金もしくは設備資金に充てるものであること。

要 件

- ① 市内で創業（※１）を行う見込みがある、または創業を行ってから５年を経過していないこと（※２）。（※３）
- ② 創業に係る事業の計画の策定において、認定経営革新等支援機関（※４）による指導及び助言を受けていること。
- ③ 事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であること。
- ④ 市税の滞納がないこと。

※１ 創業とは、以下の①～③のいずれかに合致するものをいいます。

- ① 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（②に掲げるものを除く。）。
- ② 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、その新たに設立された会社が事業を開始すること。
- ③ 中小企業者である会社が新たに会社を設立し、その新たに設立された会社が事業を開始すること。

※２ 「創業を行ってから５年を経過していないこと」とは、開業届の提出や新たな会社の設立を行ってから５年を経過しておらず、その間に事業を開始せずに営業実態等がない場合であること。創業を行ってから５年の間に、実際に事業を開始している場合は対象外。

※３ 融資の斡旋を申し込んだ日から起算して２か月以内に、法人にあっては、商業登記において本店または支配人を置いた営業所（支店）の所在地が市内となっていること、また、個人にあっては、市民（市内に住所を有している）となっていること。

※４ 認定経営革新等支援機関とは、中小企業者が安心して経営相談を受けられるように国が認定する公的支援機関で、金融機関、商工会議所、税理士、公認会計士、弁護士等が認定されています。市内における最新の認定経営革新等支援機関は、中小企業庁のホームページから確認できます。

貸付条件

種 別	運転資金・設備資金
貸 付 限 度 額	１,５００万円
貸 付 期 間	運転資金： ７年以内（うち据置１年以内） 設備資金： １５年以内（うち据置１年以内）
償 還 方 法	割賦償還または一括償還
貸 付 利 率	３年目まで無利子（取扱金融機関貸付利率１.９５％、利子補給１.９５％）（※５） ４年目以降１.９５％（取扱金融機関貸付利率１.９５％、利子補給０.００％）（※５）
信 用 保 証	必要に応じ北海道信用保証協会の保証付き
留 意 事 項	認定経営革新等支援機関が作成を支援した事業計画書等を用意すること

※５ 市中金利の変動により年度途中でも変更になる場合があります。

注意事項

- ① 本リーフレットは創業支援資金の概要を示したものです。事業の着手や融資条件の設定の前に、必ず下記連絡先までご相談ください。
- ② 本制度は融資の斡旋を行うもので、融資の実行を保証するものではありません。
- ③ 制度の仕組みや取扱金融機関等について、釧路市中小企業融資パンフレットも併せてご確認ください。

お問い合わせ・お申込み先

釧路市 産業振興部 商業労政課 商業労政係 TEL. ０１５４－３１－４５４８（直通）